

大口町告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように町道の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
1536	大屋敷 36 号線	旧	大屋敷一丁目 158 番地先から 大屋敷一丁目 120 番地先まで	2.5～7.5m	258.1m
		新	大屋敷一丁目 158 番地先から 大屋敷一丁目 120 番地先まで	2.5～12.8m	258.1m
1538	大屋敷 38 号線	旧	大屋敷一丁目 145 番地先から 大屋敷一丁目 152 番地先まで	4.3～7.0m	91.8m
		新	大屋敷一丁目 145 番地先から 大屋敷一丁目 152 番地先まで	4.3～9.4m	91.8m